平成31年第３回厚岸町教育委員会会議録

招　　集	日　　時	平成31年２月27日　午前10時00分
	場　　所	庁議室
開　会　日　時		平成31年２月27日　午前10時00分
閉　会　日　時		平成31年２月27日　午後11時05分
出　席　委　員		田　辺　正　保
		濱　　秀　利
		平良木　宣　行
		森　脇　直　美
欠　席　委　員		
会議録署名委員	教　育　長	酒　井　裕　之
	委　　員	森　脇　直　美
会議出席者	教　育　長	酒　井　裕　之
	事務局職員	管理課長　真里谷　隆 管理課長補佐　渡　部　貴　志 学校給食ｾﾝﾀｰ所長　櫻　庭　康　江 生涯学習課長　髙　橋　俊　彦 生涯学習課長補佐　小　池　裕　子 海事記念館長　三　浦　博　哉 情報館長　秋　田　裕　子 スポーツ課長　髙　橋　政　一
	その他の者	

議事日程

日程	議案番号	付　　議　　事　　件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	（議　案）	
	議案第４号	平成31年度学校給食費の額の決定について【原案可決】
	議案第５号	平成31年度厚岸町教育行政執行方針の策定について【原案可決】
	議案第６号	平成30年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について【原案可決】
	議案第７号	厚岸町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第８号	厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第９号	厚岸町立学校保護者負担軽減費取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第10号	厚岸町余裕教室等活用計画策定委員会設置要綱の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第11号	厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第12号	厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給事務処理要領の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第13号	厚岸町学校給食費助成金交付要綱を定めることについて【原案可決】
6	（協　議）	
	協議第１号	平成30年度厚岸町立学校卒業式の参列者について【協議済】
7		閉会

平成３１年第３回厚岸町教育委員会

平成31年２月27日
午前10時00分開会

●教育長　　ただいまから、平成31年第３回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。
なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

●教育長　　日程第２「会期の決定」について、委員会の会期を本日２月27日の１日間としてよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　それでは、会期を本日２月27日の１日間といたします。

（はい。の声）

●教育長　　日程第３　「前回会議録の承認」については、
平成31年１月23日に開催した第２回教育委員会の会議録の承認でありますが、会議録署名委員の田辺委員、私がそれぞれ署名済でありますので、これをもちまして承認といたします。

●教育長　　日程第４　「会議録署名委員の指名」についてですが、本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、森脇委員を指名いたします。

●教育長　　日程第５、議案第４号「平成31年度学校給食費の額の決定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●給食センター所長　ただ今、上程いただきました議案第４号平成31年度学校給食費の額の決定について、その提案理由をご説明申し上げます。平成31年１月23日に開催された第２回教育委員会議案第２号で諮問をしておりました、平成31年度の学校給食費の額について、厚岸町学校給食センター管理条例第５条及び同条例施行規則第８条第１項の規定により、額の決定をいたしたく本案を提出するものであります。議案書１ページをお開き願います。今月13日に開催された平成30年度第２回の厚岸町学校給食センター運営委員会から答申された給食費の額は、30年度と同様の小学校212円、中学校261円とする内容であります。答申書については、議案書３ページになりますので、参考に供していただきたいと思います。

今後、食材の高騰が予想されますが、献立等の工夫や地場産品の一部公費負担をしながら31年度につきましても、現状の額を維持するものであります。

なお、前回の委員会でも説明しているとおり、児童生徒分の給食費は、完全無償化を予算要望しております。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長　内容は、平成30年度の小中学校給食費の額を決定することについてであります。これから質疑を行います。

●田辺委員　金額は据え置きという説明を受けましたけども、前回運営委員会に諮る答申の説明のときには、食材の高騰もあるし、額については相当の間、据え置いてきたという事もあり厳しいと言う説明を受けたんですけど、額をそのままにすると言うことで、実際の給食の運営上支障はないかと思うんですが、いかがですか。

●給食センタ　今までは、大変な思いもあったんですが、10月から補

一所長　　正予算で、牛乳代と地場産品の公費負担をいただきまして、それに基づいて支払いをしていますので、その額でやっていけると思います。

●教育長　　他にございませんか。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第５号、「平成31年度厚岸町教育行政執行方針の策定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●管理課長　　ただ今上程いただきました、「議案第５号、平成31年度厚岸町教育行政執行方針の策定について」その提案理由と内容について説明いたします。議案書の４ページをご覧願います。教育行政執行方針については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第２項第１号の規定により策定するため、今回、本案を提出するものであります。教育行政執行方針については、教育委員会が所管する政策及び計画などについて策定しているところですが、総合教育会議で協議し、「厚岸町教育大綱」に示された三つの基本方針の実現に向け、具体的な取り組みを展開してまいりますが、他に関係法令や平成30年度の教育行政執行方針の検証をも踏まえ、施策を推進してまいります。別途お配りしている教育行政執行方針の１

ページをご覧下さい。序章となります。

そして、第１の学校教育の充実については、２ページの重点の１から６ページの重点の７までを策定しております。

第２の社会教育の充実については、８ページからとなります。８ページ重点の１から11ページの重点の６までを策定しております。

第３のスポーツの振興については、11ページ重点の１から14ページの重点の４までを策定しております。

今年度の教育行政執行方針については、事前にお配りしお目通しをされていることと理解しておりますし、先に、開催されました本年度２回目となる総合教育会議において重点項目及び新たな取り組みについて説明しご了承いただいているところです。

重複となりますので、本日は、詳しい説明は省略させていただきます。総合教育会議での意見を踏まえた変更点はありませんでした。その後、内容精査により変更となった部分のみ説明いたします。なお、前回説明させていただいた施策内容に変更はございません。

６ページをご覧ください。

下から７行目になります、「学校給食の無料化」を、「学校給食の無償化」に改めております。町政執行方針と同じ表現にしたための変更であります。

以上が、総合教育会議でご説明した後の変更点となります。大変簡単な説明でありますが、平成31年度教育行政執行方針の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長　　内容は、平成31年度の教育行政執行方針についてであります。これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第６号、「平成30年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●管理課長　　ただ今上程いただきました議案第６号「平成30年度厚岸町一般会計補正予算、教育費の申し出について」提案理由とその内容についてご説明いたします。

議案書５ページをお開きください。

平成30年度厚岸町一般会計補正予算のうち、教育に関する事務に係る部分（教育費）に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、厚岸町長に申し出たく本案を提出するものであります。

なお、私からは、管理課の所管事項に関する主なものについてご説明いたします。別途お配りしております議案第６号説明資料「平成30年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）事項別明細書」をご覧願います。

まず、歳入であります。１ページをご覧願います。

左から款・項・目・補正前の額・補正額・計、右のページは節、そして説明欄となっております。それでは、説明いたします。

14款使用料及び手数料、２項手数料、７目教育手数料、１節教育総務手数料、１千円の減、説明欄記載の教員住宅車庫証明手数料の実績による減額です。

15款国庫支出金、２項国庫補助金、８目教育費国庫補助金、1,246千円の減、２節小学校費補助金381千円の減、及び３節中学校費補助金165千円の減、説明欄記載の特別支援教育就学奨励費補助金他、７節防衛施設周辺整備事業補助金700千円の減、それぞれ事業費確定見込による補助金の減額です。

17款財産売払収入、１項財産運用収入、１目財産貸付収入、１節土地建物貸付収入　1,361千円の減、教員住宅貸家料として、事業費確定見込みによる収入の減額です。２項財産売払収入、１目不動産売払収入、２節その他不動産等売払収入　213千円の改増、太田小学校学校林立木売払代です。

21款諸収入、６項雑入、３目雑入、３節雑入、７０千円の皆増、スクールバス廃車にともなう鉄くず売却代です。以上で歳入を終わります。

続きまして、歳出であります。３ページ、９款教育費全体では、4,513千円の増額補正でございますが、管理課所管分についてご説明いたします。

資料の左側の、款・項・目の順に進めてまいりますが、内容の説明は右側の事務事業毎に行います。

１項教育総務費、１目教育委員会費、17千円の減額。右側の事業別説明欄のとおり、事業費支出見込による計数整理であります。２目事務局費、474千円の減額、右側の事業別説明欄をご覧ください。

教育委員会事務局450千円の減、主に共済費健康保険料ほかの317千円の減、これは、概算雇用保険料の支出見込によるもので、その他も事業費の支出見込による計数整理であります。　教育事務評価会議24千円の減額、事業費の確定による計数整理であります。３目教育振興費、258千円の増。事業別説明欄のとおり、学校運営協議会般では、306千円の減、事業確定見込による計数整理です。６ページ高等学校教育支援「通学バス定期券購

入助成」については、利用者の増により685千円の増であります。外国青年招致は43千円の減額、支出見込による計数整理であります。５ページ、４目教員住宅費、1,383千円の減、事業別説明欄のとおり、教員住宅は支出見込による計数整理及び科目計上誤りによる減額であります。教員住宅整備事業962千円の減、契約実績に伴う計数整理。教員住宅解体事業81千円の減、高知地区老朽化教員住宅１棟の解体について事業確定によるものです。５目就学奨励費、８千円の減、奨学審議会の事業費確定による計数整理です。７ページ、６目スクールバス管理費、3,466千円の増、事業別説明欄、スクールバス運行のうち、増額の主なものは、糸魚沢線と上尾幌線等のスクールバス運行委託委託料2,580千円の増、予定していた経路より距離・運行回数が長くなったことによるものです。特に、糸魚沢線、休校した高知小学校の児童が真龍小学校に登校しており、低学年、高学年の２便運行するや、部活バスの回数が増えたことによる実績見込みであります。使用料及び賃借料　車借上料161千円の減額、宿泊研修等の行事バス借上料の実績による減額補正です。燃料費ガソリンの使用量実績及び見込みで345千円の増、サスペンションの部品交換などの修繕で、640千円であります。２項小学校費、１目学校運営費、1,574千円の増、厚岸小学校から太田小学校までの各学校における燃料費、光熱水費等の使用見込の増が主なものでありますが、光熱水費のうち灯油・電気料が嵩んでいることから増額補正となっております。９ページ、２目学校管理費、1,823千円の増、事業別説明欄のとおり、学校管理から学校備品・教材等整備までは事業見込による計数整理です。主な増の要因は、12ページの上段、修繕料、太田小学校はまなす教室間仕切り壁設置工事300千円、学校備品・教材等整備、施設用備品購入は、太田小学校本棚として、学校林立木売払代の収益を活用し購

入するため150千円の皆増、スクールバス整備事業入札執行残に伴う613千円の減額、真龍小学校教室改修事業1,678千円、、皆増であります。現在の５種類の障害で７学級が平成31年度は、５種類８学級となり、現状では教室が不足するため、今年度中に教室を仕切るなどの工事を行うものです。11ページ、３目教育振興費、373千円の減、事業別説明欄のとおり、小学校教育振興は、事業支出見込による増、要・準要保護児童就学援助等299千円の減、給食費等の支出見込による減額であり、14ページ特別支援教育就学奨励については、支出見込による減額であります。13ページ、３項中学校費、１目学校運営費、1,958千円の増、厚岸中学校から高知中学校までの各学校における燃料費、光熱水費等の精査による計数整理が主なものでありますが、小学校と同様、燃料費と、光熱水費のうち電気料が嵩んでいることから増額補正となっております。

15ページ、２目学校管理費、519千円の増、事業別説明欄、学校管理　544千円で主な増の要因は、需用費・修繕料570千円の増、主な内訳として、厚岸中学校の体育館水銀灯ランプ交換修理に272千円となっております。

３目教育振興費、540千円の減、小学校同様事業別説明欄のとおり、事業執行に伴う計数整理であります。

25ページをお開き願います。６項保健体育費、１目保健体育総務費、765千円の減、事業別説明欄のとおり、いずれも支出見込による計数整理であります。

29ページ、４目学校給食費1,216千円の減、事業別説明欄の学校給食センター運営委員会は、事業費確定見込に伴う計数整理であります。

学校給食センター262千円の減、主な要因は、非常勤調理師1名病気療養による賃金の減額によるものです。

学校給食センター調理機器整備事業は、入札執行残に伴う951千円の減額であります。

以上で、簡単ですが管理課に関する補正予算の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●生涯学習課長　続きまして、私からは、生涯学習課の所管事項に関するものについて、ご説明いたします。事項別明細書１ページ歳入にお戻りください。

上段　14款使用料及び手数料、１項使用料、７目教育使用料、２ページ３節社会教育使用料３千円の減、説明欄中　郷土館入館料・太田屯田開拓記念館入館料は、それぞれの施設の年度内収入確定による減額でございます。次に、下段の21款諸収入、６項雑入、３目雑入では、説明欄中、２行目の複写機使用実費収入(情報館)　その下パソコン講座受講料・一つ飛ばして自動販売機設置電気料(情報館)は、それぞれの年度内収入見込による減額でございます。次に、事項別明細書17ページお開き下さい。５項社会教育費、１目社会教育総務費150千円の増、18ページ説明欄中、事業名　青少年問題協議会64千円の減額、社会教育委員98千円の減額、青少年育成センター18千円の減額、社会教育活動24千円の減額は、それぞれ実績に伴う計数の減額です。下段の事業名　芸術文化354千円の増は、20ページをお開きいただき、施設用備品購入費783千円は、新年度予算で要求しておりました文化祭作品展等で使用するパネル60枚とポール80本の購入について、町長から今回の３月補正予算と新年度予算の２回に分けて購入するよう指示があったことから、パネル30枚とポール40本分を計上で、その下文化振興助成431千円の減は、当初予算では、助成する団体を３団体程度で見込んでおりましたが、実績で２団体となり減額するものです。事業名　友好都市子ども交流は、財源内訳の補正です。次に、２目生涯学習推進費、事業名　生涯学習活動22千円の減は、実績に伴う計数の減です。

次に、３目公民館運営費、事業名　公民館運営審議会４千円の減は、実績に伴う計数の減です。

次に、４目文化財保護費295千円の減、事業名　文化財専門委員会20千円の減は、実績に伴う減額、事業名　文化財保護８千円の減は、実績に伴う計数の増減ですが、普通旅費71千円は、職員２名分の旅費の計上によるものです。22ページをお開きいただき　事業名　史跡国泰寺跡整備検討委員会267千円の減は、実績に伴う計数の減額ですが、旅費の特別旅費230千円の減額は、この検討委員会は年２回開催され、各地元の委員４名と文化庁及び北海道教育委員会からのアドバイザー２名の予算を計上しておりましたが、２回の委員会とも文化庁のアドバイザーが欠席されたこと等により、日当、交通費と宿泊費を合わせて減額するものです。なお、文化庁のアドバイザーは昨年度に続き欠席となりました。日程調整は、北海道の担当者に依頼し、文化庁と北海道の担当者の都合を確認のうえ決定しておりますが、日程が確定した後に文化庁の担当者が、他の公務により来町できなくなったとのことでの欠席となりました。今後、再度欠席が続いた場合は、海事記念館の職員が直接文化庁に出張し、計画の進捗状況の説明等を行いたいと考えております。

次に、５目博物館運営費43千円の減、事業名　海事記念館・郷土館・太田屯田開拓記念館運営審議会５千円の減は、実績に伴う計数の減額で、事業名　海事記念館59千円の増は、実績に伴う計数の増減ですが、備品購入費58千円は、海事記念館でS63年の開館以来使用していた館内放送用のアンプが、故障により使用できなくなったことから計上するものです。事業名　郷土館52千円の減と太田屯田開拓記念館45千円の減は、24ページにまたがりますが、実績に伴う計数の減額です。

次に、６目情報館運営費372千円の減、事業名　情報館協議会32千円の減は、実績に伴う計数の減額、事業名

厚岸情報館260千円の減は、実績に伴う計数の減ですが、修繕料25千円は、トイレ及び誘導灯の修繕によるもので、事業名　厚岸情報館分館12千円の減は、実績に伴う計数の減額で、下段事業名　図書館バス運行　修繕料８千円の計上は、バスのオイルエレメントを交換したものです。26ページをお開きいただき　事業名　情報通信技術講習56千円の減とブックスタート13千円の減は、実績に伴う計数の減額です。

以上、簡単ではありますが生涯学習課に関する補正予算の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●スポーツ課長　続きまして、スポーツ課所管に関する補正予算について説明いたします。事項別明細書の歳入の６ページをご覧願います。

14款　使用料及び手数料、１項　使用料、７目　教育使用料、２ページ、４節　保健体育使用料144千円の減額、節説明欄、海洋センター使用料21千円の減、宮園公園パークゴルフ場使用料205千円の減、上尾幌学びやま公園使用料72千円の増、温水プール使用料10千円の増、いずれも利用実績及び今後の見込みによる減額です。

次に、21款　諸収入、６項３目３節　雑入、４段目、鉄くず売り払い代43千円の増、温水プール公用車の廃車に伴う鉄くず売り払い代の額確定による新規計上であります。次に、下段の２項目、自動販売機設置電気料(体育施設)66千円の減、同じく温水プール12千円の減、自動販売機売り上げ実績と今後の見込みによる減額です。

続きまして歳出でございます。27ページをお開き願います。６項、保健体育費、２目、社会体育費、160千円の増額です。

28ページの説明欄、事業別で説明いたします。スポーツ推進審議会、21千円の増、報酬17千円、旅費４千円の

増は、審議会の追加開催に伴う出席委員の報酬及び費用弁償の増であります。

次に、社会体育一般では、10千円の減、職員出張旅費の額の確定による減額であります。

次に、スポーツ推進委員では、206千円の減、報酬162千円、旅費34千円の減は、スポーツ推進委員会議ほか各種会議等にかかる出席委員の報酬及び費用弁償の額確定に伴う所要経費の減、負担金補助及び交付金10千円の減は、会議開催時負担金の執行額確定による減額です。

次に、スポーツ施設では、485千円の増、需用費618千円の増は、主な内訳として、燃料費189千円の増と光熱水費429千円の増で、執行済額と今後の使用見込みによる増額補正であります。役務費８千円の減、通信運搬費は電話使用料５千円の増のほか、各種作業用自動車の自賠責保険の執行額確定による減、委託料111千円の減は、海洋センター等施設管理委託料の執行額確定及びスケートリンク管理棟委託料の見込み並びにパークゴルフ場管理棟管理委託料の執行額確定による減額であります。使用料及び賃借料49千円の減は、スケートリンク整備用作業機械の借り上げ料が発生しなかったことによる減。原材料費54千円の減は、パークゴルフ場コース目土散布用洗い砂ほか土砂購入で11千円、各種事業用資材購入の実績及び見込み額で43千円の減であります。30ページ、備品購入費89千円の増は、スケートリンク格納庫の温水ボイラー凍結防止用温風暖房機が経年劣化のため修理不能となり更新したことによる増でございます。

次に、スポーツ振興では、130千円の減、報償費133千円の減は、各種スポーツ大会開催時の審判謝礼及び大会記念品の執行額の確定による減、需用費31千円の減は、支出実績と今後の見込みによる減、委託料31千円の増は、スポーツ少年団による各種大会等への利用実績と今後の見込みによる増であります。備品購入費4千円の減は、

見積合わせによる契約額確定に伴う減、負担金補助及び交付金７千円の増は、スポーツ振興助成の実績及び決算見込みによる増であります。

続いて、3目、温水プール運営費、117千円の増。事業名、温水プール、128千円の増、報償費１千円の減は、厚岸ジュニアスイミングクラブ講師依頼実績額の確定による減、需用費137千円の増は、燃料費及び光熱水費が使用実績と今後の見込みによる増減、修繕料223千円の増は、温水プール屋外散水栓取替ほか施設修繕にかかる経費の増額であります。役務費７千円の減は、電話料の使用実績及び見込みによる７千円の増のほか、自動車損害賠償保険料の額の確定による16千円の減が主なものであります。委託料1千円の減は行政業務見積もり合わせに伴う額の確定による減額であります。

次に、温水プール整備事業、11千円の減、プール外壁及び屋根の改修工事に伴う工事費の額の確定による減額であります。以上、スポーツ課に係わる補正予算の内容説明とさせていただきます。

●教育長　　内容は、町議会第１回定例会に提出される教育費に係る補正予算の町長への申出についてであります。

これから質疑を行います。

●田辺委員　　17款の財産売払い収入の教員住宅の貸家料ですけど、130万減額と言うことですけど、当初予算から見ると２割程減っているが、実際に教員住宅に入居されている教員が少ないということからの結果という事ですか。

●管理課長　　当初、44戸5,176千円で予算を計上しておりましたが、実績見込みで36戸3,815千円で1,361円の減となっております。平成29年度については63戸中、44戸入居があり、平成30年度実績見込みでは、60戸用意しておりますが、

34戸という事で57％の入居でございます。教員住宅は教員の町内居住、福利厚生の向上のため確保しているところですが、今年に限っては、釧路から通っている教員が多くなってきており、空いている住宅が多くなってきているという事です。毎年人事で教員も変わりますので、だから住宅が必要ではないという事ではなくて、少し余裕を持って､用意をしているというところでございます。今後もこれらを検討しながら整備をして行きたいと考えております。それがこの度の要因であります。

●田辺委員　　要因としては、通勤者が多いと言うことですね。町内の民間マンションに入っているから、少ないという事ではないのですね。

●管理課長　　民間アパートに入っている方も数人いますが、一番の要因は釧路からの通勤者が多くなっている事と思われます。

●田辺委員　　次に財産売払い収入の方ですけど､先ほどの説明では、町有林の売買を歳入に充てて、施設備品の方に充てたという説明があったと思うんですが、立木売払い代というのが町有林の関係ですね、今後もこうしたかたちで、収入が入るのですか。

●管理課長　　平成30年度については、太田小学校の学校林1.1ヘクタールの間伐をして、その立木の売払い代としての収益の８割で213千円の歳入という事です。この間伐事業は、現段階では太田小学校のみと言うことで、平成31年度は予算を計上していません。今後、こうした計画があれば歳入として入ってくるという事です。

●教育長　　他にございませんか。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり町長に申し出ることに決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第７号、「厚岸町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●管理課長　　ただ今上程いただきました、議案第７号　厚岸町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定につきまして、その内容と提案理由を説明させていただきます。この規則は、厚岸町における小学校・中学校の通学区域制度を確立し、義務教育の機会均等及び通学の適正を図ることを目的としており、通学区域は、地域の状態や交通状況等を考慮して定めております。

今回の改正は、高知中学校が、平成31年度において児童数が皆無となる見込から、ＰＴＡ会長、学校区の二つの自治会長の連名による、要望書が提出されました。その内容は、平成31年４月１日から中学校を休校し、就学校については真龍中学校を希望するものでありました。教育委員会としては、この度提出された要望書のとおり、平成31年度の就学生徒は皆無であるため、「厚岸町立高知中学校を平成31年４月１日から当分の間休校とする。」とするものであり、このたび、必要な改正を行うものであります。それでは、改正内容の説明をさせていただき

ます。議案書６ページをご覧ください。

議案第７号　厚岸町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正する規則でございます。

改正内容については、別にお配りしている議案第７号説明資料新旧対照表にてご説明いたします。

本規則の第３条において、厚岸町の小中学校の通学区域を規定しておりますが、各学校の通学区域は表の下段の別表のとおりとなっております。

この度の改正は、附則の４として、平成31年度から当分の間休校する厚岸町立高知中学校の通学区域にある者の通学すべき学校の指定は、別表に定める規定にかかわらず、当該学校の休校中は厚岸町立真龍中学校とするものであります。議案書６ページへお戻り下さい。

附則でありますが、改正後の規則は、平成31年４月１日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でありますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●教育長　　内容は、高知中学校休校に伴う厚岸町立小学校・中学校通学区域規則の一部改正についてであります。

これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり町長に申し出ることに決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第８号、「厚岸町教育委員会文書管理規程

の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●管理課長　　ただ今上程いただきました、議案第８号、厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を定めることについて、その提案理由と内容をご説明いたします。

厚岸町教育委員会文書管理規程は、教育委員会が保有する文書事務の管理について、基本的事項を定め、文書事務の円滑かつ適正な実施を図るため規定されております。厚岸町事務分掌条例の全部改正が公布されたことに伴い、同条例を引用している本規程の一部を改正する必要があることから、これらを整備するため、一部改正をしようとするものであります。議案書７ページをご覧ください。議案第８号、厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令でございます。改正内容については、別にお配りしております議案第８号説明資料、「新旧対照表」にてご説明いたします。第32条において、決裁済み文書の処理を規定しております。この度の改正は、

第２項中「平成10年厚岸町条例第30号」を「平成30年厚岸町条例第34号」に改めるものです。

議案書７ページへお戻り下さい。

附則でありますが、改正後の規則は、平成３１年４月１日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でありますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●教育長　　内容は、引用条例の改正に伴う厚岸町教育委員会文書管理規程の一部改正についてであります。
これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第９号、「厚岸町立学校保護者負担軽減費取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●管理課長　　ただ今上程いただきました議案第９号「厚岸町立学校保護者負担軽減費取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」その内容と提案理由についてご説明申し上げます。議案書８ージをご覧願います。本要綱は、教材購入における保護者の経済的負担軽減を目的とし、平成30年４月１日施行の当該要綱について、助成対象者が町内の保護者に限定された規程ではなく､現規程では、町外の保護者についても助成対象となることから、町内保護者を助成対象とするために必要な規定の改正を行おうとするものです。厚岸町立学校保護者負担軽減費取扱要綱であります。議案書８ページをご覧ください。

議案第９号、厚岸町立学校保護者負担軽減費取扱要綱の一部を改正する訓令でございます。

改正内容については、別にお配りしております議案第９号説明資料、「新旧対照表」にてご説明いたします。

第１条、趣旨の規定中、「在学する」を「在学し、厚岸町に住所を有する」に改めるものであります。

議案書８ページへお戻り下さい。

附則でありますが、改正後の訓令は、平成３１年２月

27日から施行し、平成30年４月１日から適用するものであります。以上、簡単な説明でありますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●教育長　　内容は、助成対象者を町民に限定するための厚岸町立学校保護者負担軽減費取扱要綱の一部改正についてであります。

これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第10号、「厚岸町余裕教室等活用計画策定委員会設置要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●管理課長　　ただ今上程いただきました議案第10号「厚岸町余裕教室等活用計画策定委員会設置要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」その内容と提案理由についてご説明申し上げます。

議案書９ページをご覧願います。本要綱は、本町における小中学校に将来にわたり恒久的に余裕となると見込まれる普通教室及び廃校を予定している学校施設を有効に活用する計画を策定するため、厚岸町余裕教室等活用計画策定委員会の設置を規定されております。

平成31年４月１日付けで町長部局の行政組織機構の見直しに伴い、課の統合等により課名が改正されるため、当該課名及び係名を引用している教育委員会の訓令について、字句の改正を行おうとするものであります。

厚岸町余裕教室等活用計画策定委員会設置要綱であります。議案書９ページをご覧ください。

議案第10号、厚岸町余裕教室等活用計画策定委員会設置要綱の一部を改正する訓令でございます。

改正内容については、別にお配りしております議案第10号説明資料、「新旧対照表」にてご説明いたします。

第２条は構成を定めておりますが、

第１項第２号中、「税財政課長」を「総合政策課長」に改め、同項第９号中、「まちづくり推進課」を「水産農政課長」に改め、同項第10号を削るものであります。

附則でございます。この訓令は、平成31年４月１日から施行する。とするものであります。

以上簡単ですが、議案第10号の提案理由と内容の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長　　内容は、町長部局の行政組織機構見直しに伴う厚岸町余裕教室等活用計画策定委員会設置要綱の一部改正についてであります。

これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第11号、「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●管理課長　　ただ今上程いただきました、議案第11号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」その内容と提案理由を説明させていただきます。

この要綱は、学校教育法の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、援助を行うための要保護及び準要保護児童生徒の認定及び認定者に対する就学援助費の支給に関し、必要な事項を定めることを目的としております。

今回の改正内容でありますが、準要保護世帯の家計負担を軽減する目的で、新たな援助費目である卒業アルバム代について、援助対象とすることから当該援助費目を追加するものであります。議案書10ページをご覧ください。議案第11号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部を改正する訓令」を次のとおり定めるものでございます。

改正内容については、別にお配りしている議案第11号説明資料「新旧対照表」にてご説明いたします。第２条は定義の規定となりますが、第３号中「及びＰＴＡ会費」を「、ＰＴＡ会費及び卒業アルバム代」に改めるものです。同様に、第４条は就学援助費の支給費目の規定となりますが、第２号中、「及びＰＴＡ会費」を「、ＰＴＡ会費及び卒業アルバム代」に改め、援助費目の追加を行う改正をするものです。議案書10ページにお戻りください。附則でありますが、この訓令は、平成31年４月１日

から施行しようとするものであります。
　以上、簡単な説明でありますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●教育長　　内容は、支給費目の追加に伴う要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部改正についてであります。
これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第12号、「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給事務処理要領の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。
職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●管理課長　　ただ今上程いただきました、議案第12号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給事務処理要領の一部を改正する訓令を定めることについて」その内容と提案理由を説明させていただきます。
　この要領は、先ほど議案第11号において一部改正の議決をいただいた「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱」に定めるところにより、厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費の支給に係る事務の処理について規定をして

おります。今回の改正は、先ほどの取扱要綱と同様の改正理由であり、準要保護世帯の家計負担を軽減する目的で、新たな援助費目である卒業アルバム代について、援助対象とすることから当該援助費目を追加するもので、あわせて、支給の意義、対象学年、支給方法等を追加するものであります。それでは、改正内容の説明をさせていただきます。議案書11ページをご覧ください。

議案第12号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給事務処理要領の一部を改正する訓令」を次のとおり定めるものでございます。

改正内容については、別にお配りしている議案第12号説明資料新旧対照表にてご説明いたします。

第２条「支給費目の意義」でありますが、第12号として、卒業アルバム代を加え支給費目の意義を規定しております。

第３条「支給費目の対象学年」でありますが、第12号として、卒業アルバム代を加えそれぞれの支給費目の支給対象学年を規定しております。

第８条「就学援助費の支給方法等」であります。

第２項に、第12号として、卒業アルバム代を加え、それぞれの支給期日を規定しております。

第９条「就学援助費の返還」でありますが、第10号として、卒業アルバム代を加え、返還の方法を規定しております。

第10条「年度途中認定者の就学援助費の支給」でありますが、第12号として、卒業アルバム代を加え、それぞれ支給方法を規定しております。

また、同条第３項第３号中、新たに１区分の支給費目の追加があったことから「第11号」を「第12号」と引用番号の改正をするものです。

続いて様式の改正であります。

現行の別記様式第１号「要保護及び準要保護児童生徒

認定等決定通知書」学校長宛となります。

改正案として別記様式第１号に卒業アルバム代の欄を加える改正になります。

現行の別記様式第２号「要保護及び準要保護児童生徒認定等決定通知書」保護者宛となります。

改正案として別記様式第２号に卒業アルバム代の欄を加える改正になります。議案書13ページをご覧ください。

附則でありますが、この訓令は、平成31年４月１日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明でありますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●教育長　　内容は、支給費目追加に伴う要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給事務処理要領の一部改正についてであります。

これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第13号、「厚岸町学校給食費助成金交付要綱を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●管理課長　　ただ今上程いただきました議案第13号「厚岸町学校給食費助成金交付要綱を定めることについて」その内容と

提案理由についてご説明申し上げます。

議案書14ページをご覧願います。

現在の学校給食における児童生徒の給食費は、保護者が負担していますが、平成31年度から児童生徒に係る学校給食費の無料化を実施することにより、保護者の経済負担を軽減し子育て支援の拡充を図るとともに、給食費を公費負担することで、食育の一環として、食の大切さやありがたみを生きた教材として活用することを目的とし、保護者に対し学校給食費の助成金を交付するため、本要綱を制定しようとするものであります。

厚岸町学校給食費助成金交付要綱であります。

第１条は、目的であります。提案理由でご説明したとおり、この要綱の目的について定めております。

第２条は、定義であります。用語の意義を定義付けをしております。

第３条は、助成対象者であります。１項では、助成の対象者は、児童等の保護者としております。

２項では、助成の対象とならない者を規定しております。１号では、生活保護法に規定する教育扶助の支給を受けている者

２号では、要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費に規定する学校　給食費の支給を受けている者

第４条は、助成金の額であります。保護者が負担すべき児童等に係る給食費相当額とし、ただしただし書きの規定により、国又は地方公共団体の負担において、給食費の全部又は一部について支給等を受けた場合は、当該助成金の額から当該支給額を除くものとする規定であります。

第５条　交付申請であります。

助成金の交付を受けようとする保護者は、児童等が在籍する学校長が指定する日までに委任し学校長を経由して教育長に厚岸町学校給食費助成金交付申請書兼委任状を提出することを規定しております。

第６条は、助成金の交付決定であります。

第７条は助成金の請求であります。

学校長は、決定後、厚岸町学校給食費助成金請求書に給食供給数・給食費確認表を添えて、教育長に提出する規定であります。

第８条は、助成金の交付、第９条は、給食費への充当

第10条は、交付決定の取消の規定であります。

第11条は、委任であります。

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定めるとするものであります。

17ページをご覧下さい。別記様式第１号、保護者が、学校長を経由して教育委員会に提出する申請書兼委任状となります。18ページは、別記様式第２号、月ごとに学校長から教育委員会に提出する助成金請求書、19ページは、別記様式第３号給食供給数・給食確認表も添付することとなります。16ページにお戻りください。

附則でございます。この要綱は、平成31年４月１日から施行する。とするものであります。

以上簡単ですが、議案第13号の提案理由と内容の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長　　内容は、学校給食費無償化に伴う助成金交付に係る交付要綱の制定についてであります。

これから質疑を行います。

●濱委員　　フロー図で、助成対象の審査を行ない、対象外の場合は書面により通知するとあるが、対象外は要保護・準要保護の世帯という事は、この世帯を除いた町内の世帯は、対象になるわけだから、通知するのは、どこにするんですか。

●管理課長　　助成対象者は、町立小中学校に在籍する町内に住所を有する児童生徒の保護者となっております。その中で、要保護・準要保護の世帯、町外の方が誤って申請した場合は、対象外という事になります。審査をした後、学校長に対して通知をします。

●教育長　　他にございませんか。

●濱委員　　第４条のただし書きの部分で、「国又は地方公共団体の負担において給食費の全部又は一部について支給等を受けた場合、当該助成金の額から当該支給額を除くものとする。」となっているが、ただし書きの支給はあり得るのですか。

●管理課長　　厚岸町特別支援教育就学奨励費支給取扱要綱に、給食費を２分の１支給するという規定があります。当然、今回の給食費は、全額無償ですので、それは受けれないという事ですので、まずそれが対象になるのと、それ以外で今後、国や北海道が給食費に対する何らかの助成、補助がある場合を想定した要綱の制定であります。

●教育長　　他にございませんか。

（ありませんの声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（異議がないとき）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　ここで暫時、休憩したいと思います。
再開後の協議第１号、平成30年度厚岸町立学校卒業式の参列者については、管理課長に出席願います。
そのほかの職員におかれましては、ここでご退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

（休憩中）

●教育長　　再開します。次に、協議第１号、厚岸町立学校卒業式の参列者についてを議題といたします。

（協議中）

●教育長　　厚岸中学校森脇委員、真龍中学校平良木委員、太田中学校田辺委員、高知小中学校濱委員。
厚岸小学校教育長、真龍小学校田辺委員、太田小学校、濱委員に決定しました。

●教育長　　以上で、本日の会議日程は全て終了しました。
これをもちまして、第３回教育委員会を閉会します。